

壱岐市農業委員会定例会（令和３年７月）

議 事 録

1. 開催日時 令和３年７月２６日（月） 午前９時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
3. 出席委員 ・ ・ ・ ・ 農業委員会長 外 農業委員 １７名
4. 欠席委員 ・ ・ 委員
5. 事務局職員 事務局長 ・ ・ ・ ・ 事務局長補佐 ・ ・ ・ ・ 係長 ・ ・ ・ ・
6. 議事日程

第１．議事録署名委員の指名 ・ ・ 委員 ・ ・ 委員

第２．議案第３６号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第３７号 農地法第４条の規定による許可申請について

議案第３８号 農地法第５条の規定による許可申請について

議案第３９号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画
変更（案）に関する意見について

7. 報告事項 許可不要案件届出書について

8. その他

事務局 皆さん改めましてお早うございます。

ご案内の時間前ではありますが、本日出席されます農業委員さん方は全員お揃いであるので、只今より令和３年７月の農業委員会の総会を開催致します。

本日は、・ ・ 委員さんから欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は１９名中１８名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、・ ・ 会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、これより早速、議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・ ・ 委員、・ ・ 委員をお願いを致しますと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・ ・ 係長を指名致します。

それでは、日程第２の議案第３６号「農地法第３条の規定による許可申請に

事務局

ついて」を議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。

はい、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が7件あがっております。受け手は、個人及び農地所有適格化法人でありますので、「農地所有適格化法人以外の法人」ではないので、適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、7件共売買、贈与、交換ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くことになります。

28番 土地の所在

郷ノ浦町片原触 字鮎川 地目 畑 面積 2, 105 m²

譲渡人、.

譲受人、.

経営地は、田が7, 894 m²、畑が23, 339 m²、計31, 233 m²です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 購入後、耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主にオリーブの栽培です。

農機具は、ユンボ、乗用草刈機、運搬車を所有されてあります。

構成員は2名、常時雇用者6名、パート職員4名で農作業に従事されてあります。通作距離は600m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、農地所有適格化法人である為、適用はありません。

「下限面積要件」は問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、オリーブを作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満

たしていると考えます。7月19日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。武生水地区担当の・・・です。事務局の説明の通り19日に譲受人の社長の・・・さんと現地確認を行いました。

この場所は、先月申請がありました場所の道を挟んだ横にある場所でありまして、現状が耕作放棄地の状態である所で竹が生い茂っている所ではありますが、今後、そこを整備してオリーブを植え付けるという事でありまして。今後、近隣にも2筆程購入されて荒れ地を解消してオリーブを植えるという話もしてありました。オリーブを作って行かれるという事で、何ら問題はないと思います。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第36号28番は決定いたします。

事務局 はい、29番 土地の所在

郷ノ浦町志原南触 字鬼ノ管巢 ・・・・ 地目 田 面積 169㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が2,440㎡、畑が8,250㎡、計10,690㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 購入後、耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻の作付け、いちご栽培です。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、2tダンプ、軽トラを所有してあります。農作業暦は本人、妻共に40年です。

通作距離は、1.1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。7月19日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・です。事務局から説明があった通り 7 月 19 日に譲受人の・・さん立ち会いの下、申請農地の現地を確認しました。

申請地の農地に飼料を作付けられて、初山の方で牛を飼ってあるお姉さんの方に提供されるという事でありました。何も問題はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第 36 号 29 番は決定いたします。

続きまして、30 番 31 番は関連がございますので、一括上程致したいと思います。説明を求めます。

事務局 はい、2 頁をお願いします。30 番 土地の所在

郷ノ浦町若松触 字産 ・・・・ 台帳地目 山林 現況地目 畑 面積
394 m²

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が 6, 328 m²、畑が 6, 311 m²、計 12, 639 m²です。

申請理由

譲渡人 譲受人 双方の要望により交換する。ということです。

権利の設定内容は、交換です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、バインダー、ハーベスター、草刈り機、軽トラを所有されてあります。田植えは委託をされてあります。

農作業暦は本人、妻共に 40 年です。

通作距離は、1.5 km 程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り飼料を作付けするという事でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして、31 番 土地の所在

郷ノ浦町若松触 字産 ・・・・ 地目 畑 面積 348 m²

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は、田が12,406㎡、畑が12,547㎡、計24,953㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人 双方の要望により交換する。ということです。

権利の設定内容は、交換です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、バインダー、ハーベスター、草刈り機、軽トラを所有されてあります。田植えは委託されてあります。

農作業暦は、40年です。

通作距離は、1.7km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り飼料を作付けするという事でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

7月19日に・・委員さんと両譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 はい、皆さんお早うございます。只今、事務局から説明がありました通りでございますが、これは、双方共お父さん達の時代に切倒しをする際に飛び地になっていたものを耕作の効率化を図る為にお互いの口約束でされていたものですが、最近色々と付近で揉め事があっておりますので、書類上もきちんと整理をしようという事で納得の上での交換です。

また、現地は2枚とも飼料を作られております。何ら問題はないかと思えます。皆様のご審議を宜しくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第36号30番、31番は決定いたします。

続きまして、32番の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願いします。32番 土地の所在

芦辺町湯岳今坂触字今坂・・・・地目 田 面積 1,063㎡

同じく	・・・・	地目	田	面積	3 9 9 m ²
同じく	・・・・	地目	田	面積	1 2 1 m ²

計 田が3筆で1, 5 8 3 m²

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が1 6, 7 9 0 m²、畑が6, 2 9 4 m²、計2 3, 0 8 4 m²です。

申請理由

譲渡人 現に耕作している譲受人へ売却したい。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて、引き続き耕作に従事する。ということ。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具は、トラクター、2 t 車、軽トラを所有してあります。田植機、コンバインは、共同のものを利用されてあります。

農作業暦は本人、妻共に3 5 年です。

通作距離は2 0 0 m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、既にWC Sを作付けてあり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。7月19日に・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。

本来なら・・委員さんの担当地区であります。本日欠席されてありますので、代わりに補足説明を致します。

事務局と7月19日に現地確認を行いました。

・・さんから・・さんへ購入してもらいたいと相談されて、・・さんが購入するという事で話がまとまったようです。

・・さんは認定農業者であります。今までどおり水稻・飼料を作付けるという事でございますので、何ら問題はないと思いますが、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでし

ようか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第36号32番は決定いたします。

続きまして、33番の説明を求めます。

事務局

はい、33番 土地の所在

芦辺町国分本村触 字加壽井田 ・ ・ ・ ・ 地目 田 面積 802㎡

譲渡人、・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

譲受人・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

経営地は、田が2,935㎡、畑が2,017㎡、計4,952㎡です。

申請理由

譲渡人 前妻である譲受人の養父から譲り受けた土地であったが、離婚に伴い、実際に申請地の管理をしている譲受人へ贈与する。

譲受人 譲り受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻の作付けと野菜栽培です。農機具は、野菜栽培用の耕運機等は所有されてあります。田植え、稲刈りは委託をされてあります。

農作業暦は15年です。通作距離は700m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、大豆、麦を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。7月19日に・ ・ 委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・ ・ 委員

議長。

議長

はい、・ ・ 委員。

・ ・ 委員

引き続き補足説明を致します。地区担当の・ ・ です。

7月19日に現地を確認しました。申請理由につきましては事務局より説明があったとおりでございますので、皆さん方のご審議をよろしくお願いします。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第36号33番は決定いたします。

続きまして、34番の説明を求めます。

事務局

はい、4頁をお願いします。34番 土地の所在

芦辺町箱崎諸津触字深谷 ・ ・ ・ ・ 地目 畑 面積 1,780㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は、田が2, 766㎡、畑が7, 365㎡、計10, 131㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 現に耕作しているため買い受けて、引き続き耕作する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻の作付け、イチゴの栽培です。農機具は草刈り機、トラクター、軽トラを所有しており、コンバインは共同で所有されてあります。田植えは委託をされてあります。農作業暦は本人が3年、母30年です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、既にイチゴハウスが建っておりまして、イチゴの栽培をされており周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

7月19日に・・委員さんと譲受人のお母さん立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。箱崎諸津触の担当の・・です。只今、事務局の報告の通り19日に現地確認を喬太さんのお母さん立ち会いでした。・・さんは今年の1月に経営移譲をされておりまして、その際に自分の土地でないという事がわかりまして・・さんと・・さんは親戚にあたりますので、その後の話し合いがスムーズに進みまして今回の売買という事になったそうです。皆さん方のご審議をよろしくお願いします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第36号34番は決定いたします。

続きまして、議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、5頁をお願い致します。議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたの

で、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

4番 土地の所在

石田町南触 字志自岐 地目 田 面積 813㎡

転用目的 農業用施設用地

申請人、.

申請理由 肉用牛繁殖経営の増頭を図るには、既設の牛舎では狭いため、自宅及び既設牛舎に隣接する申請地に新たな牛舎及び放牧場を整備したいので申請します。というものです。

農振農用地区域内の農地で農地区分の変更が県の同意を得て令和3年5月13日に完了を致しております。

位置図、写真、配置図は6頁から8頁です。用途区分の変更時（令和3年4月20日）に・・委員さん申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・委員。

・・委員

皆さんお早うございます。地区担当の・・です。今、事務局から説明がありました通りです。何ら問題はなかろうかと思しますので、皆様のご審議よろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第37号4番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、9頁をお願いします。

議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

8番 土地の所在

郷ノ浦町志原西触字平 地目 畑 面積 2.85㎡

転用目的 擁壁設置用地

譲渡人、.

譲受人、.

申請理由 合併浄化槽の設置に係る用地を確保するため、申請地を買い受けて擁壁工事を行いたいので申請します。というものです。権利の設定内容は、売買です。

農振地域外の農地で農地区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は１０頁から１２頁です。７月１９日に、・・・委員さんと譲受人の奥さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 地区担当の・・・です。

只今、事務局から説明があった通り７月１９日に譲受人の・・・さんの奥さんの立ち会いの下、現地確認を致しました。

この申請農地と譲渡人の雑種地及び山林の一部を買い受けて、浄化槽の設置の為に宅地造成の擁壁工事を行いたいとの事です。

何も問題はないかと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第３８号８番は意見を付して進達致します。

続きまして、９番の説明を求めます。

事務局 はい、９番 土地の所在

芦辺町箱崎中山舂 字鉾崎尾 ・・・・ 地目 畑 面積 ７９２㎡

転用目的 農業用施設用地

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由 耕作道及び飼料置場として利用したいので申請します。というものです。権利の設定内容は、贈与です。

農振地域外の農地で農地の区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第２種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は１３頁から１５頁です。７月１９日に、・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・・でございます。今、事務局から説明がありました通りの内容でございますけども一寸付け加えたいと思います。

ここは元々中山間で小切ればっかり幾つもあった農地でした。それをお父さんが小切れは使い物にならないという事で埋められました。そこに息子さんが、皆様ご承知の様に牛が１８頭位今、飼ってあられますが、畜産経営は飼料がいくらあっても足りません。だからそこに息子さんが飼料の置場として有効利用

しようという事であります。

息子さんも一寸余談ですけど、個性的な人でして、オーストラリアにホームステイをしておられました。私は、T h i s i s a p e n. 位しか知りませんが英語はペラペラですよ。それで色々先見の目があるのでしょうか。何かやろうという事で今いきり立っておりますけども、頑張れというふうに言っておきました。そういう事で、皆様ご審議の程よろしく余談を申し上げすいません。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第38号9番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第39号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、16頁をお願い致します。議案第39号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により意見を求められております。

耕作者の変更になります。

既に農地中間管理機構が借り受けている農地

1番 壱岐市郷ノ浦町牛方触 字白銚 地目 田
面積 1, 981 m²

配分計画の変更内容

変更前住所氏名

変更後住所氏名

変更前契約期間 平成30年 9月10日～令和10年 9月 9日まで

変更後契約期間 令和 3年 9月10日～令和10年 9月 9日まで
に変更となります。

2番 壱岐市芦辺町箱崎江角触 字東大川 地目 田
面積 683 m²

変更前住所氏名

変更後住所氏名

変更前契約期間 令和 2年 5月10日～令和12年 5月 9日まで

変更後契約期間 令和 3年 9月10日～令和12年 5月 9日まで
に変更となります。

3番から11番についての耕作者・契約期間の変更内容は2番と同じでありますので、既に農地中間管理機構が借り受けている農地のみを読み上げさせていただきます。

3番 壱岐市芦辺町箱崎江角触 字永蔵 地目 畑
面積 905 m²

4番 同じく 地目 畑 面積 705 m²

5番	同じく	・・・	地目	田	面積	2, 4 2 4 m ²
6番	同じく	・・・	地目	田	面積	9 9 1 m ²
7番	同じく	・・・	地目	田	面積	7 9 3 m ²
8番	同じく	・・・	地目	田	面積	8 4 m ²
9番	同じく	・・・	地目	田	面積	1, 0 5 1 m ²
10番	同じく	・・・	地目	田	面積	2 5 2 m ²
11番	同じく	・・・	地目	田	面積	1, 1 4 3 m ²

の9筆が耕作者及び契約期間の変更が2番と同じであります。

この計画変更(案)につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事であり
ます。何かございませんでしょうか?【異議なしの声あり】それではご異議な
いようですので、議案第39号は原案のとおり決定いたします。その旨回答い
たします。

続きまして、報告事項 「農地転用許可不要案件届出書について」 事務局
の報告をお願いします。

事務局

はい、19頁をお願いします。

報告事項、「農地転用許可不要案件届出書について」、農地転用許可不要案件
届出書が、次のとおり提出されましたので報告します。

6番、土地の所在

郷ノ浦町初山西触 字辻・・・・の一部 地目 畑 面積 6 4 4 m²のうち
3 m²

申請人

申請理由 周辺の通話品質改善に伴う無線基地局設置のため。ということ
です。

工期が令和3年7月26日～令和3年10月31日まで

施工業者が

位置図、写真は20頁～21頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長

はい、報告事項でありますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局

①8月の定例会の日程 令和3年8月25日(水)

石田庁舎 第4会議室 9時～

②地区別農業委員会委員研修会 令和3年10月28日(木)

壱岐の島ホール 14時～

③農業者年金加入の推進及び全国農業新聞の購読部数確保について

④農林水産だよりの配付(壱岐振興局 農林水産部 農林振興普及課発行)

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。